

資料3 道営電気事業のあり方検討の経緯など

資料3-1 検討状況

資料3-2 議会議論の推移

資料3-3 全国の公営電気事業者の状況

検 討 状 況

○ 第1回 検討委員会 (H18.3.30~H19.1.24) 全7回開催

- ・ 非常に厳しい経営見通し
(将来的には、内部留保資金が減少し、一時的な資金不足が懸念されるなど)
- ・ 道営としての水力開発の必要性の低下
(本道の電力受給は将来的に十分安定供給が確保される見込み)
- ・ 民間で可能なものは民間に任せるべき
(民間移行の比較優位性は高いと考えられ、道の行政改革の理念とも合致)

【委員会報告】

- ・ 道が電気事業を継続して運営する論拠は弱い。
- ・ 民間企業に譲渡すべき

・ 民間譲渡に向けた課題整理や関係機関協議など実施

○ 電気事業3者と譲渡協議開始 H21.1.20~
(北電(株)、電源開発(株)、ほくでんエコエナジー(株))

⇒ 老朽化施設の扱いや一括譲渡などの課題から協議が難航

○ 情勢の変化

北電との10年間の基本契約締結により、経営見通しに目途

- ・ 卸供給事業者となり、総括原価方式が適用

再生可能エネルギーの環境価値向上の可能性

- ・ 温室効果ガス削減目標25% (COP15)

全国の公営電気事業者の動向

- ・ 公営電気事業者を自治体の温暖化対策や施策等の実行機関に位置づけるなど

○ 平成22年・一定・予特「付帯意見」

道営電気事業をめぐる状況は、環境への負荷が少ない発電方式への関心の高まりやこれまでと同様の総括原価方式による電力供給契約が締結され経営の安定化が図られるなど、大きく変化してきており、その経営形態については、できる限り速やかに、民間譲渡のほか直営での運営を含め総合的に検討すべきである。

○ 第2回 検討委員会 (H22.4.20~H22.8.30) 全4回開催

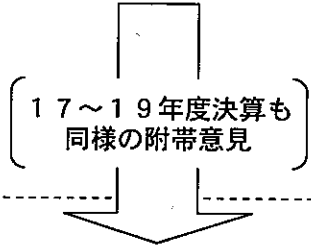
- ・ 譲渡協議の要件が未確定
(シューパロダムの水運用計画、一括譲渡の協議不調、現下の経済情勢)
- ・ 発電施設の適正な価値の見極めが困難
(再生可能エネルギーの「環境価値」を計る前提となる法制度が未整備)
- ・ 10年間の卸供給契約締結による経営安定化
(当面の間、道による事業の運営を継続することに、一定の合理性あり)

【委員会報告】

- ・ 道による運営を継続し、譲渡に向けた協議は当面中断とすることが現状においては最も適切
- ・ 発電施設の価値を算定する条件が明らかになった時点で、譲渡した場合のメリット・デメリットを改めて総合的に検証し、民間事業者への譲渡の可否に関し具体的な検討をすべき

○ 電気事業3者に譲渡協議の中断を申し入れ (H22.10)

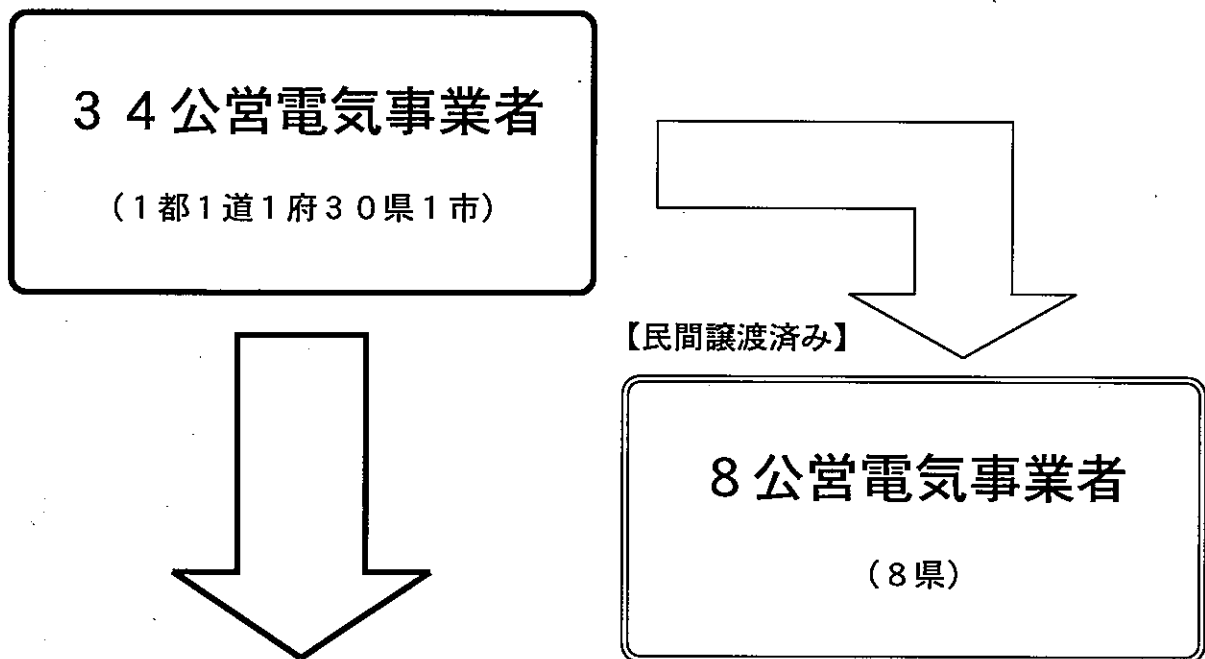
議 会 議 論 の 推 移

年度	道議会における議論など	事業を取り巻く動き
17	○16年度決算認定・附帯意見(17.11) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">民間への移譲を含めたあり方の検討を行うべき</div>	・①あり方検討委員会設置(18.3)
18	<div style="text-align: center;">  <p>17~19年度決算も同様の附帯意見</p> </div>	・①委員会報告書(19.1) <div style="border: 2px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;">民間企業に譲渡すべき</div>
19		
20		
21	○20年度決算認定・附帯意見(21.11) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">22年度以降の経営の安定を図り、発電施設の価値に十分留意し、早期に今後の方向性を明らかにすべき</div> ○22年1定議会(予特)・附帯意見(22.3) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">総括原価方式による電力供給契約の締結により経営の安定化が図られるなど状況は大きく変化しており、民間譲渡のほか直営での運営を含め総合的に検討すべき</div>	・卸供給契約の締結(22.2) <div style="border: 2px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;">北電と10年間(～H32.3)総括原価方式による卸供給契約</div>
22	※主な議会議論 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> ・民間譲渡の当面中断は現状の選択としては仕方ないが電力自由化による価格競争や企業債の支払利息、人件費等の経費削減の限界等の背景からも、民間譲渡に向けた取り組みは今後も肅々と進めるべき。 </div>	・②あり方検討委員会設置(22.4) ・②委員会報告書(22.8) <div style="border: 2px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 現行の卸供給契約期間を目安として、道による運営を継続し譲渡に向けた協議は当面中断 </div> ・東日本大震災と原発事故(23.3)
23	※主な議会議論 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> ・H32年以降、電力料金の自由化により、料金単価の引き下げを求められる可能性もあり、こうした場合に事業継続は可能か。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> ・民間譲渡をせず、企業局のノウハウを再生可能エネルギーの普及拡大に活かすべき。 </div>	・滝の上発電所の改修事業に着手
24	※主な議会議論 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> ・H31年度までは道営だが、民間譲渡の可能性がなくなった訳ではない。懸案である清水沢発電所の方向性を明確にすべき。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> ・民間譲渡を棚上げし、企業局の有する知識やノウハウを活用して、地域の再生可能エネルギーの導入拡大に努めるべき。 </div>	・固定価格買取制度の創設(24.7)
25	※主な議会議論 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> ・シュエパロ発電所の固定価格買取制度で見込まれる収益を地域の再生可能エネルギー導入のための支援や、企業局自らの施策や事業展開に活用すべき。 </div>	・電気事業法の改正による電力システム改革の推進(25.11) ・清水沢発電所の改修に係るH26予算計上

全国の公営電気事業者の状況

- 平成7年の電気事業法改正時点の34公営電気事業者のうち、現在までに8公営電気事業者については民間事業者へ譲渡を行った。
- 残る26公営電気事業者のうち、三重県と北海道を除く24公営電気事業者は、公営継続の方針を決定済み。
- なお、三重県については、平成25～26年度において段階的に民間譲渡を実施中。

【平成7年電気事業法改正時点】



【平成26年4月現在】

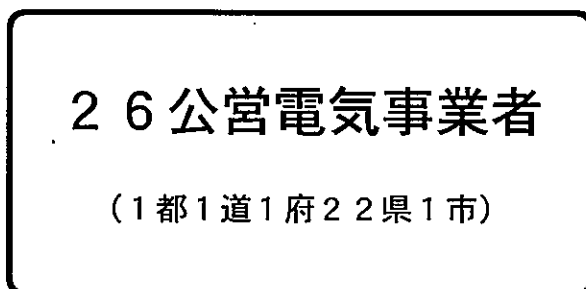


表1 公営電気事業発電設備一覽表

平成25年4月1日現在

No.	事業者名	水力		風力		廃棄物		太陽光		合計	
		地点数	最大出力 (kW)	地点数	最大出力 (kW)	地点数	最大出力 (kW)	地点数	最大出力 (kW)	地点数	最大出力 (kW)
1	北海道	8	70,940							8	70,940
2	岩手県	15	143,981	1	1,980					16	145,961
3	秋田県	15	110,200							15	110,200
4	山形県	13	88,300							13	88,300
5	新潟県	12	133,900					3	2,038.7	15	135,938.7
6	栃木県	9	60,830							9	60,830
7	群馬県	32	221,252	1	300	1	25,000			34	246,552
8	東京都	3	36,500							3	36,500
9	神奈川県	14	354,739					2	84.8	16	354,823.8
10	山梨県	21	119,722					2	115.0	23	119,837
11	富山県	18	140,120							18	140,120
12	金沢市	5	33,030							5	33,030
13	長野県	14	99,050							14	99,050
14	三重県	8	94,200			1	12,050			9	106,250
15	京都府	1	11,000	1	4,500					2	15,500
16	鳥取県	8	37,400	1	3,000					9	40,400
17	島根県	13	28,950	2	22,500					15	51,450
18	岡山県	18	61,430							18	61,430
19	山口県	10	51,440							10	51,440
20	徳島県	4	87,400							4	87,400
21	愛媛県	8	67,000							8	67,000
22	高知県	3	39,200	3	2,950					6	42,150
23	福岡県	3	14,050							3	14,050
24	熊本県	7	54,200	1	1,500			1	4.35	9	55,704.35
25	大分県	12	70,280							12	70,280
26	宮崎県	13	158,035							13	158,035
合計		287	2,387,149	10	36,730	2	37,050	8	2,242.85	307	2,463,172

卸供給(卸供給に準じた電気の供給を含む) 発電設備

平成25年4月1日現在

事業者名	発電所数	最大出力 (kW)	年間可能 発電電力量 (MWh)	供給先
北海道	8	70,940	281,292	北海道電力
岩手県	15	143,981	610,452	東北電力
秋田県	15	110,200	469,471	
山形県	13	88,300	435,703	
新潟県	12	133,900	582,559	
小計	55	476,381	2,098,185	
栃木県	9	60,830	264,095	東京電力
群馬県	33	246,252	906,779	
東京都	3	36,500	121,404	F-Power
神奈川県	13	354,689	732,100	東京電力
山梨県	21	119,722	484,834	
小計	79	817,993	2,509,212	
富山県	17	139,660	571,095	北陸電力
金沢市	5	33,030	145,458	
小計	22	172,690	716,553	
長野県	14	99,050	399,267	中部電力
三重県	8	94,200	286,367	
小計	22	193,250	685,634	
京都府	1	11,000	42,823	関西電力
小計	1	11,000	42,823	
鳥取県	8	37,400	170,248	中国電力
島根県	13	28,950	143,657	
岡山県	18	61,430	255,075	
山口県	10	51,440	187,820	
小計	49	179,220	756,800	
徳島県	4	87,400	337,500	四国電力
愛媛県	8	67,000	279,161	
高知県	3	39,200	173,620	
小計	15	193,600	790,281	
福岡県	3	14,050	49,458	九州電力
熊本県	7	54,200	165,372	
大分県	12	70,280	253,309	
宮崎県	13	158,035	514,654	
小計	35	296,565	982,793	
合計	286	2,411,639	8,863,573	

(注)表1から、水力発電2地点、風力発電全地点、廃棄物発電1地点、太陽光発電全地点を除く。